墨田区保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年９月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第３２号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和３６年墨田区条例第４号）の一部を次のように改正する。

付則に次の１項を加える。

１１　次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、令和３年３月２０日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、当該右欄に掲げるとおりとする。

名　　称	位　　置
墨田区立川保育園	墨田区亀沢二丁目２４番６号

付　則

この条例は、令和３年３月２０日から施行する。